

2026年度(令和8年度)

福山市地震防災マップ作成業務委託仕様書

業務委託実施設計書

委託概要

1. 地震防災マップ作成業務
 - ①揺れやすさマップ作成
 - ②地域の危険度マップ作成

2. 啓発用パンフレットの作成

福山市地震防災マップ作成業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福山市（以下「発注者」という。）が委託する「福山市地震防災マップ作成業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

(目的)

第2条 福山市では、市民の防災意識の向上のため、想定地震による地盤の揺れやすさを震度階級で表した「揺れやすさマップ」と、揺れやすさマップをもとに建築物の建築年から建築物の倒壊の危険性を評価した「地域の危険度マップ」を作成し、これらマップの周知を図るとともに、出前講座や講習会などで活用することで、住まいの耐震化や地震に対する備えの重要性などについて、啓発を行っている。本業務は、2025年（令和7年）10月に見直しが行われた広島県地震被害想定報告書における最新のデータ等をもとに、「揺れやすさマップ」と「地域の危険度マップ」を更新し、指定された成果品を納品することを目的とする。

(業務区域及び業務期間)

第3条 本業務の区域及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 業務区域 福山市内
- (2) 業務期間 契約日から2026年（令和8年）11月16日まで

(準拠する法令等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、次に掲げる法令（法令に基づく政令、省令、告示、通達等を含む。）等及び文献等に基づき実施するものとする。

- (1) 耐震改修促進法（平成7年法律第123号）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (3) 測量法（昭和24年法律188号）
- (4) 内閣府「地震防災マップ作成のすすめ」
- (5) 内閣府「地震防災マップ作成技術資料」
- (6) 広島県地域防災計画
- (7) 福山市地域防災計画
- (8) 福山市各種ハザードマップ
- (9) 福山市契約規則（昭和41年規則第13号）
- (10) その他関係法令及び諸規則

(疑義)

第5条 本仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた場合については、発注者と受注者は、その都度協議し、発注者の指示に従い本業務を遂行するものとする。

(提出書類)

第6条 受注者は、本件着手に先立ち速やかに、発注者に次の各号に掲げる書類を提出し承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者選任通知書
- (3) 着手届
- (4) その他発注者が指示する書類

(関係官公署等への手続き・折衝)

第7条 本業務遂行のための関係官公署若しくは関係者への手続き又はこれらとの折衝が必要な場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者の責任において速やかに処理し、発注者に手続き

の写し等を提出しなければならない。

(管理技術者)

第8条 受注者は、本業務を管理するにあたって、必要な法制度を理解し、技術に精通した管理技術者を選任し、業務全般にわたる適切な技術的管理を行わせるものとする。

2 管理技術者は、本業務を管理するために必要な能力として技術士（建設部門における「都市及び地方計画」又は「土質及び基礎」に限る。）又はRCCM（「都市計画及び地方計画」又は「土質及び基礎」に限る。）の資格を有する者でなければならない。

3 受注者は、選任した管理技術者の資格証の写し及び社員であることを証する書類を提出するものとする。

(照査技術者)

第9条 受注者は、照査技術者を選任し、業務の各作業の適切な成果品の照査を行わせるものとする。なお、照査技術者は、監理技術者と同一の者が兼務することはできないものとする。

2 照査技術者は、本業務を管理するために必要な能力として技術士（建設部門における「都市及び地方計画」又は「土質及び基礎」に限る。）又はRCCM（「都市計画及び地方計画」又は「土質及び基礎」に限る。）の資格を有する者でなければならない。

3 受注者は、選任した照査技術者の資格証の写し及び社員であることを証する書類を提出するものとする。

(協議)

第10条 受注者は、本業務の契約期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を履行し、各作業の工程ごと及び発注者が必要とする場合に、協議を行わなければならない。

2 受注者は、協議内容を明確に記載した協議簿を作成した上で、発注者に提出し、承認を得るものとする。なお、協議簿は2部作成し、発注者及び受注者が各1部ずつ保管するものとする。

(工程管理)

第11条 受注者は、工程表に基づく適正な工程管理に努めるとともに、本業務の進捗状況を、適宜、発注者に報告するものとする。

(損害賠償)

第12条 受注者は、業務遂行中に生じた事故及び自己の責めにより第三者に与えた損害に対する全ての責任を負い、その発生原因、経過、内容等について、書面により速やかに報告するとともに、損害賠償等の請求があった場合は、受注者の責任においてその一切を処理するものとする。

(事故報告義務)

第13条 発注者から貸与された資料（個人情報等）に関し、流出、毀損、滅失等の事故が生じたときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(秘密保持)

第14条 受注者は、本業務履行上に知り得た情報、図面及び資料等について、発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。

2 この守秘義務については、契約終了後も継続するものとする。

3 受注者の責めにより秘密が漏洩し、発注者が損害を受けた場合は、受注者はその損害に対し賠償の責任を負うものとする。

(検査)

第15条 全工程終了後は、成果品について管理技術者立会いのうえ、発注者の検査を受け、この検査の合格をもって完了とし、成果品の引渡しを行うものとする。

2 前項の検査の結果、成果品が合格しなかった場合は受注者の負担において速やかに必要な修正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

3 本業務の履行期間は、完了検査期間として10日間を見込んでいる。

(成果品に対する責任)

第16条 本業務完了・引渡し後であっても、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者の負担において速やかに成果品の訂正、補測又は再作業をしなければならないものとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第17条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

- 1 地震防災マップの作成
 - (1) 揺れやすさマップの作成
 - (2) 地域の危険度マップの作成
- 2 啓発用パンフレットの作成

第3章 業務内容

(計画準備)

第18条 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と十分に協議を行い、業務実施計画書を作成の上、発注者に2部提出しなければならない。業務実施計画書へは、次の各号に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 業務体制・配置計画
 - (2) 業務工程
 - (3) 業務実施要領
 - (4) 緊急時の連絡体制
 - (5) その他発注者・受注者の協議により必要と認めるもの
- 2 受注者は、前項の業務実施計画書について、発注者の承認を得るまでは、本業務に着手してはならない。また、受注者は、発注者の承認を得た業務実施計画書に基づき、本業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、発注者の承認を得た業務実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、変更した業務実施計画書を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

(資料収集・整理)

第19条 発注者は、受注者に、次の資料を貸与するものとする。

- 2 受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料の取扱いについては十分注意し、汚損、破損のないように慎重に取扱うものとする。また、貸与された資料を発注者の承諾のない限り複製してはならない。複製を行った場合、業務完了時まで、当該複製物を廃棄したことを証する書面の提出を行うものとする。
- 3 本業務の実施にあたり、貸与するデータ形式は発注者の指定する形式とし、データベース作成に適した形式への変換等に係る費用は全て受注者の負担とする。
- 4 貸与資料は、次のとおりとする。
 - (1) 家屋情報（不動産登記事項から抜粋したもの）(EXCEL等電子データ)
 - (2) 広島県地震被害想定報告書及び被害想定データ (PDF形式)
 - (3) 地形図データ (電子データ)
 - (4) 福山市避難所一覧 (EXCEL等電子データ)
 - (5) その他本業務に関する資料
- 5 本業務の実施にあたり貸与された資料等については、作業終了後、速やかに発注者に返却しなければならないものとする。

(地震防災マップの作成)

第20条 地震防災マップの作成は、広島県地震被害想定報告書（2025年（令和7年）10

月)の結果を用いて、次のとおり実施するものとする。なお、地震防災マップの作成における想定地震は南海トラフ巨大地震、長者ヶ原断層―芳井断層、どこでも起こりうる直下の地震の計3つとする。

(1) 揺れやすさマップの作成

- 1) 「地震防災マップ作成技術資料」等をもとに「地表地盤の揺れやすさ」の推測、「地表付近の揺れの大きさ」を設定し、地表での震度を算定し、各地震で算定した地表での震度を重ね合わせて「起こりうる最大震度」を抽出するものとする。
- 2) その結果より最大震度分布を地形図に反映させて色分け表示できるように作成するものとする。
- 3) 揺れやすさマップには、長者ヶ原断層―芳井断層の位置を転記する。
- 4) マップデータはGIS用としてSHAPE形式で作成するものとする。

(2) 地域の危険度マップの作成

- 1) 家屋情報等より、構造別・建築年次別等の家屋データを作成し、「揺れやすさマップ」の震度分布と重ねて、50mメッシュ別に震度に応じた建物全壊棟数率を算出する。(「250mメッシュ震度」と「50mメッシュ建物倒壊データ」から算出するものとする。)
- 2) 区分は次の通りとする。
 - ①木造住宅密集区域(昭和56年以前建築)
 - ②木造住宅密集区域(昭和56年以後建築)
 - ③非木造住宅密集区域(昭和56年以前建築)
 - ④非木造住宅密集区域(昭和56年以後建築)
 - ⑤液状化発生の想定区域
 - ⑥人口密集区域
- 3) 上記結果を建築被害危険度として、地形図に反映させて色分け表示できるように作成するものとする。
- 4) 地域の危険度マップには、長者ヶ原断層―芳井断層の位置を転記する。
- 5) マップデータはGIS用としてSHAPE形式で作成するものとする。

(3) 配布用の揺れやすさマップ及び地域の危険度マップの作成、印刷

配布用の揺れやすさマップ及び地域の危険度マップは、A1版で作成するものとする。作成にあたっては、発注者と詳細な協議を行うものとする。なお、HP用データは市域を36分割したPDFデータで作成するものとする。

(啓発用パンフレットの作成)

第21条 作成した揺れやすさマップ及び地域の危険度マップを活用し、市民に理解しやすくまとめた、啓発用パンフレット(A3版)を作成する。

第4章 成果品及び納入場所

(成果品)

第22条 本業務の成果品は、次のとおりとする。部数・形式等については、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。なお、成果品の電子データ(CD-R)はウイルスチェック済みのものとする。

(1) 地震防災マップ

- 1) 揺れやすさマップ(250mメッシュ)原案 1部
- 2) 地域の危険度マップ(50mメッシュ)原案 1部
- 3) 各マップ 電子データ(CD-R)(HP用データ含む) 一式
- 4) 揺れやすさマップ印刷
(A1 片面フルカラー印刷4C(耐光インキ)コート紙110kg) 50部
- 5) 地域の危険度マップ印刷
(A1 片面フルカラー印刷4C(耐光インキ)コート紙110kg) 50部
- 6) 業務実施報告書(A4)及び各種協議録 2部
- 7) 業務実施報告書及び作成根拠の電子データ(CD-R) 一式

(2) 啓発用パンフレット

- 1) 啓発用パンフレット（A3 両面 フルカラー）原案
- 2) 啓発用パンフレット電子データ（CD-R）

1部
一式

（成果品の納入場所）

第23条 成果品の納入場所は、福山市建設局建築部建築指導課とする。

業務委託費内訳表

費目	種別	単位	数量	(円) 単価	(円) 金額	摘要
業務原価(E)						
直接原価(C)						
直接人件費(A)						
1) 計画準備						
	計画準備作業	式	1.0			単第1表
	資料収集・整理	式	1.0			単第2表
	小計					
2) 揺れやすさマップ作成						
	防災関連データ作成	式	1.0			単第3表
	揺れやすさマップ作成	式	1.0			単第4表
	小計					
3) 地域の危険度マップ作成						
	最大深度の重ね合わせ図作成	式	1.0			単第5表
	建物全壊率の算出	式	1.0			単第6表
	地域の危険度マップ作成	式	1.0			単第7表
	小計					
4) 啓発パンフレット作成						
	掲載項目の検討	式	1.0			単第8表
	啓発パンフレット作成	式	1.0			単第9表
		式	1.0			
	小計					
5) 協議・報告等						
	照査	式	1.0			単第10表
	報告書作成	式	1.0			単第11表
	HP用公開資料作成	式	1.0			単第12表
	打合せ協議	式	1.0			単第13表
	小計					
直接経費(B)						
	旅費交通費	往復	4.0			
	電子成果品作成費	式	1.0			
	防災マップ等印刷費	式	1.0			単第14表
	小計					

間接原価(D)					
その他原価	式	1.0			
一般管理費等(F)	式	1.0			
業務価格	式	1.0			
消費税相当額					10%
業務委託費計					

